

(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見等整理表

No.	意見・質問等の概要	事業者の見解・対応		答申(案)への反映	
		6/3審議会	事後説明(補足)・対応	区分	内容
1	風況に関するデータ収集の状況は。また、そのデータを提供していただきたい。	・WT3、WT4で調査している。(50mのポールを設置し、H22以降実施してきた。) ・南南東の風が主である。設備稼働率が25パーセント以上見込める。		総括	総括的事項(1)へ反映。
2	騒音の懸念に対する回答は	LAeqとLA95の予測結果をだした。ただ、LA95はこの値なら良い、悪いという基準値はない。環境基準で基準値を超えている地点もあったが現況で1デシベル程度。この結果で配置の妥当性を示したと判断している。		騒音	方法書への意見も踏まえ、(1)騒音①へ増加分について記載。
3	LA95を持ち出す理由の記載が必要なのではないか。LA95に対して何の基準も示さず、最後は環境基準の話で結論付けていることに違和感を感じる。これではLA95をやる意味がない。	表現は工夫する。			
4	自然環境や保全に対して	WT8について水資源の涵養林保全という観点から設置を取りやめた。また猛きん類の営巣に関しても配慮している。繁殖期は風車を止める計画もしている。自然環境の保全、それから影響の回避、低減、以上が今回のコンセプト。		動物	猛禽類については、(3)動物に反映。
5	低周波について	420ページに記載している。412ページ以降にデータも記載している。。予測地点のほとんどが気にならないというレベルを下回っている。一部上回っている点もあるがそれは現況においても上回っている。		騒音	No.2、3と同じく、増加分の評価については、(1)騒音①に記載。
6	植物への影響について ・モニタリングは5年後くらいに ・希少種に関してはできるだけ気をつけて工事すること ・ニセアカシア等の防除継続			植物	(4)植物に反映。
7	五の沢林道拡幅への影響は	現状をそのまま使うので環境アセスの対象区域外。		-	
8	北電の望来線でまかなえるのか。送電線のための工事はあるのか。北電と協議中であるなら、工事がもう少し大きくなる可能性を視野に入れる必要はないのか。	関連事業による複合影響であり、どうしても手続きに時間差が生じる。アセス上は求められていないので、個別法による対応で互いの事業を進めていくしかないと考える。		-	
9	風況データがなく稼働率の話をされては説得力がない。データの提出は可能か	市には一度提出している。具体名データを出すことは事業者のプライバシーにも影響を及ぼす。		総括	風況データの明示について総括的事項(1)に反映。
10	斐太工務店は江差の風力発電でも訴訟になっている。市民の懸念が出てくるのは当然	江差の件はすでに和解済み。江差の場合は経営どうこうではなく、風車のトラブルが多く稼働しなかった。		-	
11	この場所はそもそも風が吹くのだろうかという場所。風況データの提出は必要では	平均風速や一年間のデータ等別添資料で用意する		総括	風況データの明示、採算性について総括的事項(1)に反映。

(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見等整理表

No.	意見・質問等の概要	事業者の見解・対応		答申(案)への反映	
		6/3審議会	事後説明(補足)・対応	区分	内容
12	風力発電は総論賛成施設であり、迷惑施設にもなりえる。そのような施設を八幡に建設する上で地域とどのように関わりを持っていくと考えているのか	猛禽類の繁殖時には風車を止め、風車を8台から7台に減らすなど事業者としての努力をアセスで示している。上から投影したときの改変面積の少ない事業を選択した。		総括	総括的事項(3)に反映。
13	環境アセスはクリアしているかもしれないが、市の環境審議会ではデータや資料が物足りなく感じる。	指摘の点はコンサル、事業者ともに最大限配慮し、資料も盛り込んでいると思っている。			-
14	鳥類の繁殖期間丸々2ヶ月3ヶ月間止めることは可能か	5~8月の分散期は原則止めたいと考えている		動物	(3)動物②に反映。
15	バードストライク等に関する動物・生態系調査の回数が少ないのでは。具体的なものはあるのか	より具体化した表現を再考する		総括・動物	事後調査について、(3)動物①および総括的事項(2)に反映。
16	バードストライクの影響はどう考えるか	小さいものと考えている		動物	不確実性が高いことから、事後調査について(3)動物①に記載。
17	この地域の希少種である猛禽類が工事が始まった時点でいなくなる可能性があるのでは	地区外に草地を設ける等の保全措置を検討したい			-
18	事後調査はバードストライクで死骸があるかどうかみただけか	定点調査も行い営業した場合はその行動を追っていく		動物	準備書記載の調査期間、頻度では不十分であることは、(3)動物①で指摘。
19	猛禽類が減って事業をやめる可能性はあるのか	ならない。影響を最小限にするため配慮していく			-
20	なぜこの地域で暗騒音が高いのか	発生源がある訳でなく、川や民家の生活音と考えられる			-
21	準備書の風車のデータの機種はわからないのか	機種は分からない。最大値を使用している。			-
22	次の評価書では純音性等に関するデータは明確に示すのか	評価書において記載する		騒音	(1)騒音②に反映
23	1年間に1回の騒音測定で判断をするのは難しい。3日という知見も出てきているので、随時検討は必要	どのような調査をしたらいいのかもあわせて検討したい		騒音	(1)騒音③に反映
24	環境基準でみるのであれば重合計算した方がいいのでは	予測値点においては重合する			-

(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見等整理表

No.	意見・質問等の概要	事業者の見解・対応		答申(案)への反映	
		6/3審議会	事後説明(補足)・対応	区分	内容
	(951)ページ 事後調査報告書の提出先である「関係機関」とは具体的にはどのような機関を想定しているか？ 石狩市は勿論、石狩市環境審議会、地域住民をも含むと理解してよいか。	(事後のメールによる意見)			-
	(951)ページ 「環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合」とあるが、誰が判断するのか？ 通常は、「当初予測と著しく異なり継続的な調査が必要な場合」、あるいは「環境影響の懸念が生じる場合」など、程度が著しい場合にまで至らなくとも、事後調査の継続や措置が必要な場合があるかと思うが、如何か。	(事後のメールによる意見)			-
	石狩市、地域住民、事業者の三者協議会を作って、その中で、決まり事を作り、事業者には継続的にモニタリング報告させ、問題があれば、協議会の中で決定していくような仕組みが必要ではないか。 また、報告内容に技術的な見解等が必要であれば、環境審議会機会マターにすればよいと考える。特に、供用開始1年後の事後調査報告については、環境審議会マターにすることを提案する。	(事後のメールによる意見)			-
				個別	(2)風車の影